資料2-1

令和2年度東京都税制調査会 第2回 小委員会

「1 感染症対策における税制のあり方(参考税制)」

令和2年8月24日

「1 感染症対策における税制のあり方(参考税制)」 目次

資 料 名	頁
デジタル課税 (OECDにおける検討)	1
デジタルサービス税(DST)	2
デジタル課税・DSTに関する最近の状況	3
EUのグリーンディール政策と炭素国境調整措置	4
トービン税	5
国際連帯税	6
航空券連帯税	7
超過利潤税導入の例	8
東日本大震災の復興特別税	9
東日本大震災と新型コロナウイルス感染症の補正予算	10
東日本大震災復興特別会計	11
国際観光旅客税	12
国際観光旅客税の使途	13
地球温暖化対策のための税	14
日本のエネルギー課税の課税段階	15
エネルギー対策特別会計	16
令和元年度東京都税制調査会答申(抜粋)	17

デジタル課税(OECDにおける検討)

課題•背景

多国籍企業が国際的な税制の間隙を突いて税負担を軽減・回避する行為や問題は、税源浸食と利益移転(BEPS)と呼ばれ、リーマンショック以降、国際的に大きな問題となっていた。そこで、国際課税の新ルールを、世界経済及び企業行動の実態に即したものとすること、各国政府やグローバル企業の透明性を高めることなどを目的にOECDがBEPSプロジェクトを立ち上げた。

■2019年1月、OECD・BEPSプロジェクトが示した解決策の2つの柱

第1の柱

国際課税原則の見直し

- ①ユーザー参加(英国案)
- ②マーケティング無形資産(米国案)
- ③重要な経済的存在(インド等新興国案)

第2の柱

グローバルな税源浸食への 対抗措置の提案

2019年10月 OECD事務局案

(2)新たなネクサス

デジタル事業に限定せず、広く消費 者向けビジネスを対象とする 市場法域の経済に持続的かつ重要 な関与を有する場合にネクサスが 認められる

■主に第1の柱について、3案を統合し「統一アプローチ」を公表 ■4つの点から提案

(3)新たな利益配分ルール

移転価格税制におけるアームズ・ レングス原則(独立企業間価格に 基づく課税)を超えたルールの策定

(4)企業利益の3階層化

企業の利益を事業内容別に3階層 に分けて税額を算出することで租税 をより確実で安定的なものとする

2020年1月 OECD大枠合意

■事務局案を踏まえて示された新たなルールの大枠に合意 ■3つの具体的な「対処案」が示された

第1の柱 課税権配分のルールの一部変更

【1】新課税権 (Amount A)

(1)範囲

一定の条件を満たす多国籍企業の連結利益 の一定割合を売上金額に応じて各国に定式的 に配分し、課税する

第2の柱 BEPS問題への対応:国際的に合意された率によるミニマム税

【2】所得合算ルール

多国籍企業の母国からの措置として、軽課税 国のグループ企業の利益にミニマム税率の 追加課税を行う

【3】軽課税支払損金算入否認ルール

多国籍企業が事業を展開する市場国側から の措置として、ミニマム税率以下の課税しか 受けないグループ会社に支払われる使用料 等の損金算入を否認し、実質的に課税する

注 東京都税制調査会「令和元年度東京都税制調査会答申」(令和元年10月31日)、東京都主税局委託調査「デジタル経済における国際課税ルール等に関する調査報告書」 (令和2年3月)、岡直樹「OECDデジタル国際課税策の評価と合意可能性【下】BEPS」等より作成。

デジタルサービス税(DST)

デジタルサービス税(DST)概要

デジタル事業の売上(グロス)に対する課税。課税根拠として物理的施設を必要とせず、課税国である消費地での売上に対し一定割合を課税する。租税条約の対象とはならないことから、OECDにおける国際合意を待たずに複数の国が独自に導入を開始している。課税の対象となる具体的な分野は、検索エンジンやオンライン広告、ユーザーデータの販売等、導入国によって異なる。

	DST	新課税権(Amount A)
施行根拠	独自の措置	国際合意に基づく課税
課税根拠 (物理的施設)	不要	不要
対象事業	デジタル事業に限定	デジタル事業に限定しない
課税標準	売上金額(経費等を控除しないグ ロスの金額)	みなし超過利益(売上高に一定の利 益率を乗じて算出)の一定割合

E	J諸国の導入例	
15		LT CZ
DK IE NL	NO SE EE LV	SK AT
FR PT ES	HU	TR
ве ги сн	si GR GR のDST導入状況	DST施行済 DST提案済 DST導入検討中

国	税率	対象分野	状況
ベルギー	3%	・ユーザーデータの販売	法案審議中
フランス	3%	デジタルインターフェースの提供ユーザーデータに基づいた広告	2019年1月に遡及 して施行(2020年末 までは徴収猶予)
ハンガリー	7.5%	・オンライン広告	2019年7月より施行
イタリア	3%	・デジタルインターフェースでの広告・ユーザーが商品やサービスを売買することを可能にする多国間デジタルインターフェース・デジタルインターフェースを使用して生成されたユーザーデータの送信	2020年1月より施行
スペイン	3%	・オンライン広告サービス・オンライン広告の販売・ユーザーデータの販売	2020年7月に法案が 下院を通過、上院の 審議待ち
トルコ	7.5%	・オンラインサービス(広告、コンテンツ販売等)	2020年3月より施行
イギリス	2%	・ソーシャルメディアプラットフォーム ・検索エンジン ・オンライン市場	2020年4月より施行

- 注1 2020年6月時点の状況。ただし、スペインは2020年7月の状況。
 - 2 岡直樹「デジタル独自課税を巡る米・欧の攻防とOECD合意の展望(BEPS)」、Tax Foundation「Digital Service Taxes in Europe」(June 22, 2020)等より作成。

デジタル課税・DSTに関する最近の状況

DST導入の動きは欧州からアジアや南米に広がっている。さらに、新型コロナウイルスの感染拡大が各国の独自課税の動きを加速させている。例えば、フィリピンでは、デジタル事業への課税により新たに発生する歳入を、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で低迷する国内経済の回復のための緊急対策事業の財源に充てるとしている。なお、一部の国はDSTの導入に代えて、特定のデジタル事業の付加価値税(VAT)引上げの措置を取っている。一方、アメリカ合衆国通商代表部(USTR)は、それらの措置を行う国に対し、報復措置として通商法301条に基づく調査を開始した。

	OECD・G20の動き	USTR、DSTを巡る動き
2019年 7月		USTRがフランスDSTについて調査開始
12月		USTRが報復関税リスト公表
2020年 1月	135か国以上が参加するBEPS包摂的枠組みで年末までの	仏・米首脳会議でフランスDSTの延期(2020年中)及び
	合意を目指した「大枠合意」合意	報復関税発効保留などに合意
2月	G20財務大臣・中央銀行総裁会議で承認	
5月		フィリピン・デジタル事業収入に対する課税法案提出
6月		(2日)USTRがイギリス他9の国・地域のDSTについて
		調査開始
	(19日)グリアOECD事務総長が、2020年末までの国際合意	(12日)米財務長官が仏、英、伊、スペインの財務大臣
	に向けた議論継続を訴えるステートメントを公表	に書簡を送り、OECDでの議論の中断を提案
7月	包摂的枠組作業進捗レポート公表	(10日)USTRがフランスへの報復関税を決定
		(30日)スペイン・下院でDST法案通過
8月		インドネシア・特定のデジタル事業者のVAT引上げ
10月	包摂的枠組会合	
	G20財務大臣・中央銀行総裁会議(解決策の承認)	
11月	G20首脳会議。合意に基づく解決策の公表	
12月	国際合意達成(G20による要請(2018))	
2021年 1月		英、仏·DST徴収開始
2月		伊·DST徴収開始

注 岡直樹「デジタル独自課税を巡る米・欧の攻防とOECD合意の展望(BEPS)」 、経済協力開発機構(OECD)ホームページ、日本貿易振興機構(ジェトロ) ホームページ等より作成。

EUのグリーンディール政策と炭素国境調整措置

グリーンディール政策

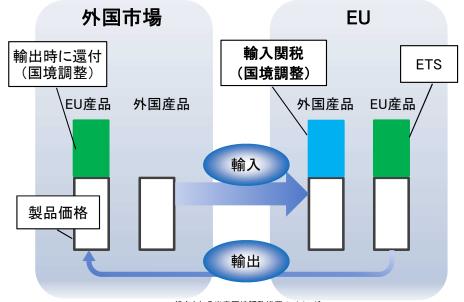
- ■欧州委員会が2019年12月に発表した、2050年に温室効果ガス排出が実質 ゼロとなる「気候中立」を達成するという目標と2030年に向けた行動計画を 取りまとめた新たな経済成長戦略。
- ■2030年の排出削減目標を、現行目標の1990年比40%削減から、少なくとも 50%ないし55%まで引き上げる方針。
- ■2050年までの気候中立達成を目指す欧州気候法の制定、EU-ETS指令やエネルギー税制指令の改正、EU域外企業に対する**炭素国境調整措置** (Carbon border adjustment mechanism)の導入等を進めていくとしている。

炭素国境調整措置

- ■特定分野を対象に、環境基準の低い又は環境基準を設けない第三国から 輸入される物品に対し、国境で何らかの形で課徴金を課す仕組み。
- ■EUにおける検討では、域内の生産拠点が環境基準の緩い域外の第三国に 移転される、又はEU産の製品がよりCO2排出がより多い手法で製造された 輸入品に取って代わる等の「カーボンリーケージ」を防止する狙いがある。
- ■実現に向けた課題として、(1)WTOのルールでは域内市場における輸入品と域内品の差別が禁じられているため整合性が取れる制度設計が必要、(2)世界貿易に影響を与える保護的措置となりかねない、等が挙げられる。

主な提案内容とタイムテーブル

2020年3月	欧州気候法•法案提出
2020年夏まで	温室効果ガス削減目標引上げ
2021年6月まで	EU-ETS(排出量取引制度)指令、 エネルギー税制指令等の改正案提出
2021年	炭素国境調整措置導入



想定される炭素国境調整措置のイメージ

- 注 1 日本貿易振興機構(ジェトロ)「欧州グリーン・ディールの概要と循環型プラスチック戦略にかかわるEUおよび加盟国のルール形成と企業の取り組み動向(2020年3月)」、 環境省「税制全体のグリーン化推進検討会」資料(令和2年度第1回資料5、平成24年度第2回資料2)等より作成。
 - 2 炭素国境調整措置は、グリーンディール発表前には「炭素国境税」(Carbon border tax)と呼ばれていた。欧州委員会は、2019年12月に発表したグリーンディールに関する政策文書にて、国際的な貿易ルールとの整合などへの配慮から「炭素国境調整措置」という用語を使用することとしたと説明している。

トービン税

<概要>

- 投機的取引を抑制するため、短期的な為替取引に低率で課税する通貨取引課税。ジェームズ・トービン(1918-2002年)が提唱した。
- 地球規模の課題に対する財源とする目的で、様々な視点から導入に向け議論がされている。
 - ① 金融危機対策費用 ② 通貨危機防止 ③ 発展途上国の開発費用 ④ 感染症対策・貧困・温暖化対策費用等
- 2002年の国連開発資金国際会議以降、ODAを補完する革新的な資金調達方法が注目され、通貨取引開発税、グローバル通貨取引税、 金融取引税(例:通貨取引への課税、株・証券等への課税)等が検討されてきた。課税対象が金融取引に拡大している。

欧州における金融取引税

2008年の金融危機以降、金融市場の不安定性に対処するための手段及び税収源として議論されてきた。

各国独自の 金融取引税

- 導入国:イギリス、フランス、フィンランド、ベルギー、アイルランド、イタリア、ポーランド、スイス(2019年時点)
- 課税対象や税率は各国によって異なる。(イギリス:0.5-1.5%、フランス:0.01-0.3%、フィンランド:1.6-2.0%等)

EU共通の 金融取引税

- 〇 世界金融危機の公的支援などでひっ迫した各国財政への新たな財源とする目的で、2011年にEU指令案を発出。
- 課税対象は、EU域内に設立された金融機関の間で行われる全ての金融取引(債券、株式、デリバティブ等)。
- 全てのEU加盟国での導入を目指したが、イギリス等の反対があったため、2013年、「強化された協力」の制度を適用し、 EU11か国での先行導入を目指すこととなった。(注1)
- 当初、2014年1月導入予定だったが、課税対象や税率をめぐって協議が難航し、その後数度導入時期が延期された。
- 2019年12月、ドイツのショルツ財務相が、2021年にも導入を目指す金融取引税の法案の原案を公表。
 - 2020年7月、新型コロナウイルスで打撃を受けた欧州経済を立て直すための「EU復興基金」の創設が合意。 基金規模は7,500億ユーロ。合意内容では、共通債の償還に充てる新税として、金融取引税にも言及された。
- 注 1 EUには、加盟27か国の3分の1に当たる9か国以上の賛成で新たな規制や制度を先行導入できる「強化された協力(enhanced cooperation)」という仕組みがあり、 これを運用した。同意した11か国は、フランス、ドイツ、イタリア、スペイン、オーストリア、ベルギー、ギリシャ、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、エストニア。2015年に エストニアが離脱したため、現在は10か国で協議中。
 - 2 山口和之「トービン税をめぐる内外の動向」(国立国会図書館, 2013)、Tax Foundation「Financial Transaction Taxes in Europe」(January 23, 2020)、 European Councilホームページ等より作成。

国際連帯税

<概要・導入の経緯>

- 国際連帯税構想は、感染症、貧困、温暖化など地球規模の課題に取り組むための安定的な財源確保を目的としたもの。
- 2000年、国連ミレニアム・サミットにて、「国連ミレニアム宣言」が採択され、ミレニアム開発目標(MDGs)が策定される。(注1)
- 2002年、国連開発資金国際会議にて、MDGs達成にはODAだけでは不十分との認識の下、革新的資金メカニズムが議論される。
- 2004年、フランスのシラク大統領の諮問機関ランドー委員会が、航空券税、金融取引税、炭素税など国際課税方式を提案。
- 2006年、フランスが航空券に課税する国際連帯税導入。英仏など5か国により国際医薬品購入ファシリティ(UNITAID)が発足。
- 2015年、国連サミットにて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標(SDGs)が策定される。(注2)
- 現在、国際連帯税のうち、航空券連帯税が一部の国で導入されている(資料「航空券連帯税」参照)。

<我が国における最近の検討状況(外務省)>

- 〇 平成29年2月:「国際連帯税を導入する場合のあり得べき制度設計及び効果・影響の試算等」 我が国で国際連帯税制度を導入する際の具体的設計を提言。
 - 重点的に制度設計等を検討する課税方法として、航空券連帯税、金融取引税、炭素税、旅券手数料への課税の4つを選定・評価。
- 〇 令和元年:「令和2年度 税制改正要望(外務省)」 「国際協力を使途とする資金を調達するための税制度の新設」の要望を提出。税目:国際連帯税(国際貢献税)(注3)
- 〇 令和2年7月:「SDGsの達成のための新たな資金を考える有識者懇談会 最終論点整理」
 - 「昨今の新型コロナウイルスの影響を受け、感染症対策等の地球規模課題に対応するための資金需要に応える必要性は国民の共感を得られようが、課税については様々な課題がある。昨今の新型コロナウイルスの流行により日本経済全体が大きな打撃を受けている 状況下での新税の導入が現実的と言えるかという問題もある。」
 - 注 1 2000年9月、ニューヨークの国連本部で開催された国連ミレニアム・サミットで21世紀の国際社会の目標として、より安全で豊かな世界づくりへの協力を約束する「国連ミレニアム宣言」が採択。この宣言と1990年代に開催された主要な国際会議やサミットでの開発目標をまとめたものが「ミレニアム開発目標(MDGs)」である。MDGsは国際社会の支援を必要とする課題に対して2015年までに達成するという期限付きの8つの目標、21のターゲット、60の指標を掲げている。
 - 2 持続可能な開発のための2030アジェンダは、ミレニアム開発目標(MDGs)の後継として国連で定められた、2016年から2030年までの国際目標。MDGsの残された課題や新たに顕在化した課題(例:環境、格差拡大)に対応すべく、新たに17ゴール・169ターゲットからなる持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals:SDGs)を策定。
 - 3 外務省は、平成22年度から令和元年度まで国際連帯税新設の税制改正要望を提出。
 - 4 国連開発計画(UNDP)ホームページ、外務省・財務省ホームページ、グローバル連帯税フォーラムホームページより作成。

航空券連帯税

く概要>

- フランスや韓国など10数か国において、航空運賃に一定額の税を賦課する航空券連帯税が国際連帯税として導入されている。
- 税収は主としてUNITAID(ユニットエイド)に拠出され、HIV・結核・マラリア等の感染症で苦しむ発展途上国に医薬品を提供する等の支援に利用されている。(注1) また、自国で発展途上国の貧困対策に運用されているケースもある。
- 航空券連帯税は、全ての航空会社に適用され、旅客はどの航空会社を利用しても、<u>航空券購入時に航空費用に上乗せして税を支払う。</u>
- 出国時のみに適用されるため、到着便(入国時)やトランジットには適用しない。

フランスにおける航空券連帯税

課税内容	 ・国内線、国際線問わず、航空を利用する場合に課税(国際線は出国時のみ課税、国内線は航空利用時に課税)。 ・課税額は目的地(EU・EEA内か外か等)と座席クラス(エコノミーかビジネス・ファーストか)によって異なる。 目的地がEU・EEA内等なら、エコノミー€2.63、ビジネス・ファースト€20.27、EU・EEA外なら、それぞれ€7.51、€63.07を課税。(注2) ・航空を利用してフランスに到着しても24時間以内に乗り継ぎする場合には、航空券連帯税は免除。
納税義務者	・フランス出発の全航空会社
実績	・航空券連帯税の税収は、年間約2.18億ユーロ(2017年)
使途	・納付された税収の90%がUNITAIDに拠出されている。 ・残りの10%はIFFIm(予防接種のための国際金融ファシリティ)に拠出されている。(注3) ・2020年1月からの上乗せ部分(環境税)は、より環境に優しい鉄道整備など、フランスの交通インフラ整備に充てられる。

- 注 1 UNITAIDは、2006年9月にフランスが主導して設立され、現在、フランス、チリ、ブラジル、ノルウェー、イギリス、スペイン、アフリカ各国、ビル&メリンダ・ゲイツ財団など多くの国・団体が参加。航空券連帯税の安定した財源をもとに三大感染症に関わる医薬品を購入することでそれらの供給価格を低下させ、発展途上国での利用拡大を促進している。2 2020年1月から上乗せされた環境税分を含む。上乗せは、EU・EEA内等:エコノミー€1.5、ビジネス・ファースト€9、EU・EEA外:エコノミー€3、ビジネス・ファースト€18。
 - 3 IFFIm(The International Finance Facility for Immunisation)は、GAVIの予防接種プログラムのための資金を円滑に提供することを目的として、2006年に設立されたGAVIの 資金調達のためのメカニズム。IFFImは、国際金融市場において債券(ワクチン債)を発行し資金を調達。GAVI(The Global Alliance for Vaccines and Immunization)は、途上国 の子供に予防接種を受けさせるため、2000年にダボス会議で設立された官民パートナーシップ。各国政府、WHO、UNICEF、世界銀行、ワクチン業界、研究・技術機関等が参加。 4 フランス環境連帯移行省ホームページ、外務省ホームページ、河口雄司「航空における新税導入の動き」(一般財団法人交通経済研究所、2017)等より作成。

超過利潤税導入の例

超過利潤税(Windfall Profit Tax)とは、企業収益が適正利潤を超えたときに、その超過分(想定外の収入=Windfall)を税収として吸収するために設けられる税を指す。

イギリス

石油収入税/ Petroleum Revenue Tax(PRT)



 ーストラ	ニロマ
 一人 トー	フリエ
_ Y Y	

鉱物資源利用税/ Minerals Resource Rent Tax(MRRT)



導入時期	1975年から現在 (2016年以降は税率O%)
経緯	北海の石油・ガス生産から上がる税収は全体の50%にも満たず国外に流出しているとして、1975年、石油税法(Oil Taxation Act)により新設された。
課税対象	イギリス国内及びイギリス大陸棚での石油及びガス生産から生じ る超過利潤
税率	原油価格高騰のたびに税率を引き上げ、1984年時点には税率は 75%に達した。その後は段階的に引き下げ、2015年予算で50%か ら35%に、2016年に0%となった。

導入時期	2012年7月から2014年9月
経緯	2012年、鉱物資源利用税法(Minerals Resource Rent Tax Act)により新設された。安定した税収の確保と資源・エネルギー業界からの税貢献を高めることを目的に、2010年5月に当初案として資源超過利潤税(RSPT、石油ガスを含むすべての陸域鉱業・エネルギー生産品の超過利潤に対し40%を課税)が公表されたが、資源業界の強い反発を受け、代わってMRRTが導入された。
課税対象	鉄鉱石、石炭等の採掘から生じる超過利潤
税率	30%。ただし、年間利益7,500万豪ドル未満の企業は負担しない。

アメリカ

石油超過利潤税/ Crude Oil Windfall Profit Tax (COWPT)



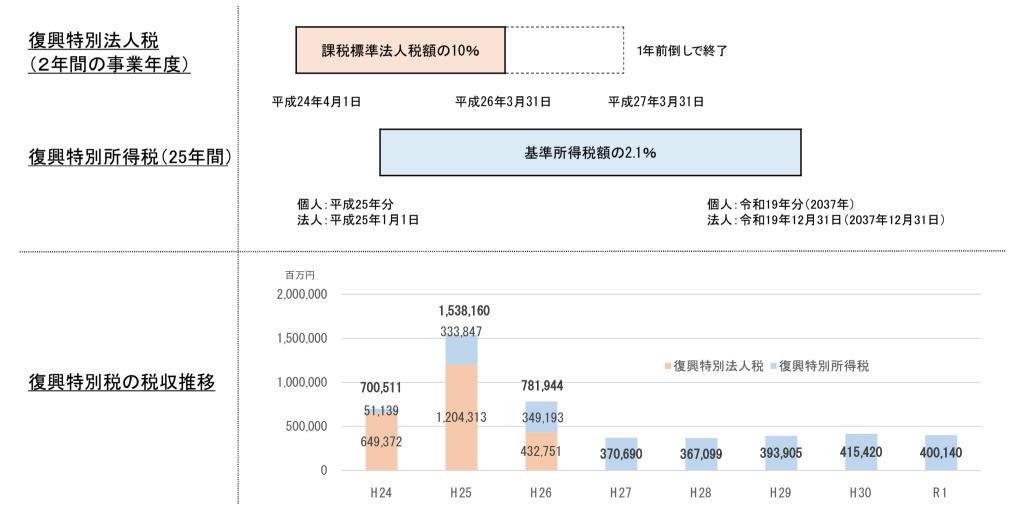
導入時期	1980年から1988年
	<u> </u>
経緯	原油価格の段階的統制撤廃に伴い、国内生産者が得る超過利潤を税収とするため、石油超過利潤税法(Crude Oil Windfall Profit Tax Act)により新設された。
課税対象	原油から生じる超過利潤(政府や慈善団体等の油田は除外)
税率	1979年以前に国内で生産された石油の場合は、石油メジャー企業に対して70%、それ以外は50%。新たに生産された石油は22.5%。

- ■二度の石油危機や原油価格規制撤廃に伴う石油価格上昇等により、 想定外の超過利潤が発生したとして、石油生産者に対して課税した 例が多い。
- ■近年の例として、コンゴでは、2018年に改正された鉱業法により、 コバルトが事業の事前調査時想定価格の25%を上回った場合は50% の超過利潤税を課すとしている。
- ■資源以外への課税例として、タイでは、東部経済回廊(EEC)に おける高速道路や空港等から半径 5 km以内かつ地価5,000万バーツ 以上の土地の所有者に対し、土地価格上昇分の5%の超過利潤税を 課す法案が2018年7月に可決された。

注 イギリス政府ホームページ、オーストラリア国税庁ホームページ、日本貿易振興機構(ジェトロ)ホームページ、内閣府「年次世界経済報告」(昭和55年)、アメリカ議会調査局 CRS Report for Congress「The Crude Oil Windfall Profit Tax of the 1980s: Implications for Current Energy Policy」(March 9, 2006)、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構ホームページ、バンコクポスト「Cabinet approves land windfall tax」(July 11, 2018)より作成。

東日本大震災の復興特別税

- 東日本大震災からの復興を図るために必要な財源を確保することを目的とし、復興特別税が創設された。
- 〇 平成24年度から令和19年度(2037年)までの間における復興特別税の収入は、復興費用及び償還費用の償還に要する費用の 財源に充てられる。



注 財務省「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」、「租税及び印紙収入決算額調一覧」等より作成。

東日本大震災と新型コロナウイルス感染症の補正予算

〇 新型コロナウイルス感染症関連の補正予算規模は、東日本大震災発生時よりも大きい。 平成23年度一次から三次補正予算における復興経費の合計は、約17.7兆円。 令和2年度一次及び二次次補正予算における新型コロナウイルス感染症対策関係経費の合計は、約57兆円。

(億円)

	一次補正予算		二次補正予算		三次補正予算		合計
	1. 東日本大震災関係経費	40,153	1. 原子力損害賠償法等関係経費	2,754	1. 東日本大震災関係経費	117,335	
	1) 災害救助等関係経費	4,829	1) 原子力損害賠償法関係経費	2,474	1) 災害救助等関係経費	941	
	2) 災害廃棄物処理事業費	3,519	2) 原子力損害賠償支援機構法関係経費	280	2) 災害廃棄物処理事業費	3,860	
	3) 災害対応公共事業関係費	12,019	2. 被災者支援関係経費	3,774	3) 公共事業等の追加	14,734	
平成 23 年度	4) 施設費災害復旧費等	4,160	1) 二重債務問題対策関係経費	774	4) 災害関連融資関係経費	6,716	
補正予算	5) 災害関連融資関係経費	6,407	2) 被災者生活再建支援金補助金	3,000	5) 地方交付税交付金	16,635	
(東日本大震災)	6) 地方交付税交付金	1,200	3. 東日本大震災復興対策本部運営経費	5	6) 東日本大震災復興交付金	15,612	
() - - - - - - - - -	7) その他の関係経費	8,018	4. 東日本大震災復旧·復興予備費	8,000	7) 原子力災害復興関係経費	3,558	
			5. 地方交付税交付金	5,455	8) 全国防災対策費	5,752	
					9) その他の関係経費	24,631	
					10) 年金臨時財源の補てん	24,897	
	計	40,153	計	19,988	計: 1	117,335	177,476
	 1. 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関係経費	255,655	 1. 新型コロナウイルス感染症対策関係経費	318.171			
	1) 感染拡大防止対策と医療提供体制の整備	8,097	1) 雇用調整助成金の拡充等	4,519			
	及び治療薬の開発		2) 資金繰り対応の強化	116,390			
	2) 雇用の維持と事業の継続	194,905	3) 家賃支援給付金の創設	20,242			
令和 2 年度	3) 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復	18,482	4) 医療提供体制等の強化	29,892			
補正予算	4) 強靭な経済構造の構築	9,172	5) その他の支援	47,127			
(新型コロナ	5) 新型コロナウイルス感染症対策予備費	15,000	① 新型コロナウイルス感染症対応	20,000			
(新空コロ) ウイルス感染症)			地方創生臨時交付金の拡充				
			② 低所得のひとり親世帯への追加的な給付	1,365			
			③ 持続化給付金の対応強化	19,400			
			④ その他	6,363			
			6) 新型コロナウイルス感染症対策予備費	100,000			
	計	255,655	計	318,171			573,826

- 注1 財務省ホームページ、平成23年度及び令和2年度一般会計補正予算関係資料より作成。
 - 2 平成23年度一次補正予算について、財務省公表資料に記載されている既定経費の減額は計に含めず。
 - 3 平成23年度三次補正予算について、財務省公表資料に記載されているB型肝炎関係経費等は計に含めず。
 - 4 令和2年度一次補正予算について、財務省公表資料に記載されている国債整理基金特別会計へ繰入 は計に含めず。
 - 5 令和2年度二次補正予算について、財務省公表資料に記載されている国債整理基金特別会計へ繰入及び既定経費の減額は計に含めず。

東日本大震災復興特別会計

<概要>

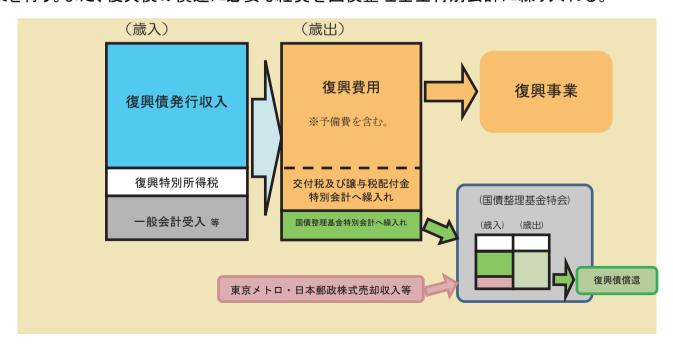
東日本大震災復興特別会計は、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに、復興債の償還を適切に管理するために、平成24年度から新たに新設された。(特別会計法第222条第1項)

<具体的な事業の内容>

- ① 災害救助等関係事業、② 災害廃棄物処理事業、③ 復興関係公共事業等、④ 災害関連融資関係事業、⑤ 地方交付税交付金
- ⑥ 東日本大震災復興交付金事業、⑦ 原子力災害復興関係事業、⑧ その他(被災中小企業等の施設等の復旧・整備費用に対する補助金等)

<東日本大震災復興特別会計の仕組み(資金の流れ)>

復興債発行収入、復興特別所得税及び一般会計からの受入れを主な財源として、復興事業に必要な経費について事業を行う各省庁等に 予算を計上して復興事業を行う。また、復興債の償還に必要な経費を国債整理基金特別会計に繰り入れる。



国際観光旅客税

観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための財源を確保する観点から、国際観光旅客等の 出国1回につき1,000円の負担を求める。

納税義務者	航空機又は船舶により出国する一定の者(国際観光旅客等)	
非課税等	- 航空機又は船舶の乗員 - 強制退去者等 - 公用機又は公用船(政府専用機等)により出国する者 - 航空機による乗継旅客(入国後24時間以内に出国する者) - 外国間を航行中に天候その他の理由により本邦に緊急着陸等した者 - 本邦から出国したが天候その他の理由により本邦に帰ってきた者 - 2歳未満の者 (注)本邦に派遣された外交官等の一定の出国については、本税を課さない。	
税率	出国1回につき1,000円	
徴収∙納付	 ①国際旅客運送事業を営む者による特別徴収 ▶ 国際旅客運送事業を営む者は、国際観光旅客等から徴収し、翌々月末までに国に納付 ②国際観光旅客等による納付(プライベートジェット等による出国の場合) ▶ ①以外の場合、国際観光旅客等は、航空機等に搭乗等する時までに国に納付 	
適用時期	平成31年1月7日(月)以後の出国に適用 (同日前に締結された運送契約による国際旅客運送事業に係る一定の出国を除く)	

国際観光旅客税の使途

(単位:百万円)

		(+ II · II /) .
	令和 2 年度観光庁関係予算額	(うち国際観光旅客税財源充当額)
合計	68,094	5 1,0 6 1
1 ストレスフリーで快適に旅行できる理	環境の整備 予算額:27,381	L (国際観光旅客税財源充当額:21,954)
○円滑な出入国の環境整備○公共交通利用環境の革新等○円滑な通関等の環境整備○空港におけるFASTTRAVELの推進○ICT等を活用した多言語対応等による観光地	の「まちあるき」の満足度向上	8,184(国際観光旅客税財源充当額:8,184) 4,400(国際観光旅客税財源充当額:4,400) 3,530(国際観光旅客税財源充当額:3,530) 3,176(国際観光旅客税財源充当額:3,176) 2,535(国際観光旅客税財源充当額:2,535)
我が国の多様な魅力に関する情報のプ と観光産業の基幹産業化	、手の容易化 予算額:15,653	3 (国際観光旅客税財源充当額: 6,313)
〇 I C T の活用等による先進的プロモーションの 〇戦略的な訪日プロモーションの実施	実施	6,313(国際観光旅客税財源充当額:6,313) 8,717(国際観光旅客税財源充当額: 0)
3 地域固有の文化、自然等を活用した勧 等による地域での体験滞在の満足度向	サ 自知・ノ く / く >	3 (国際観光旅客税財源充当額:22,793)
○文化資源を活用したインバウンドのための環境 ○国立公園のインバウンドに向けた環境整備 ○国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業 ○インフラ等の地域資源活用・クルーズ寄港促進 ○地域観光資源の多言語解説整備支援事業 ○ナイトタイム等の活用による新たな時間市場の ○観光地域づくり法人(DMO)の改革	事業	9,840(国際観光旅客税財源充当額:9,840) 6,862(国際観光旅客税財源充当額:6,862) 2,000(国際観光旅客税財源充当額:2,000) 1,301(国際観光旅客税財源充当額:1,301) 1,050(国際観光旅客税財源充当額:1,050) 1,000(国際観光旅客税財源充当額:1,000) 740(国際観光旅客税財源充当額:740)
4 観光統計の整備	予算額: 653	3 (国際観光旅客税財源充当額: 0)
5 その他(経常事務費等)	予算額: 670) (国際観光旅客税財源充当額: 0)

- 注1 観光庁「令和2年度 観光庁関係予算概要」(令和2年1月)より作成。 2 本表における計数は、端数処理の関係で、合計した額と一致しない場合がある。 3 上記のほか、三の丸尚蔵館の整備 29億円(前年度15億円)(宮内庁)についても、国際観光旅客税財源を充当。 4 上記令和2年度観光庁関係予算額は東北の復興(復興枠)を除いたものである。

地球温暖化対策のための税

- 〇 全化石燃料に対して課税する石油石炭税に、CO2排出量に応じた税率(289円/CO2トン)を上乗せ
- 平成24年10月1日から施行し、3年半かけて税率を段階的に引き上げ
- 課税主体は国、納税義務者は「原油等を採取する者」及び「原油等を保全地域から引き取る者」
- 〇 税収は、エネルギー起源CO2排出抑制施策に充当

<u>税率(段階的引き上げ)</u>

原油•石油製品 ガス状炭化水素 石炭 [1tあたり] [1tあたり] [1kℓあたり] 24年度 260円 250円 220円 (10月1日~) 500円 520円 440円 26年度 760円 780円 670円 28年度 760円 上乗せ 780円 670円 2.040円 本則分 -1.080円 700円

税収

税収 [上乗せ分]		
約390億円		
約1,700億円		
約2,600億円		

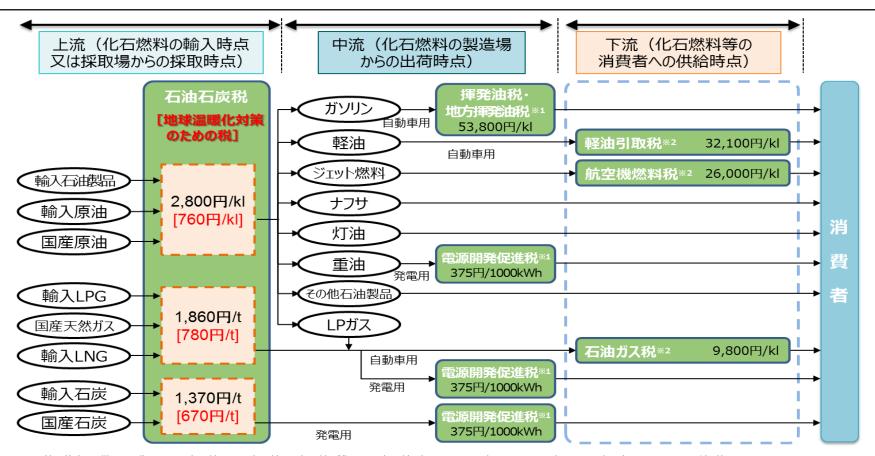
(参考)家計への負担

税によるエネル	ギー価格上昇額	世帯当たりの負担額
ガソリン 灯油 電気 都市ガス LPG	0.76円/L 0.76円/L 0.11円/kwh 0.647円/Nm3 0.78円/kg	1,228円/年 (102円/月)

※「家計調査」(平成22年)を基に環境省、経済産業省が試算

日本のエネルギー課税の課税段階

- 地球温暖化対策税は、石油石炭税の一部として上流(化石燃料の輸入又は採掘時点)で課税。
- 中流・下流において、その他のエネルギー税が個別燃料に課される。



- ※1 納税義務者が燃料の消費者でない(揮発油税・地方揮発油税:揮発油の製造者及び揮発油の保税地域からの引取者、電源開発促進税:一般電気事業者)ため、中流と整理。
- ※2 納税義務者が燃料の消費者であるため、下流と整理。

(出典)環境省(2017)カーボンプライシングのあり方に関する検討会(第7回) 参考資料5「価格アプローチについて」。

注1 東京都主税局委託調査「平成29年度炭素税導入及び引上げプロセスにおける課題と解決手法に関する国際比較調査・分析委託」より作成。 2 航空機燃料税の税率は令和4年3月31日まで18,000円/kl。

エネルギー対策特別会計

- 地球温暖化対策税の税収はすべてエネルギー特別会計に入り、環境省と経済産業省に分配。
- 〇 再エネの導入促進や地域の低炭素化促進に活用。

〈エネルギー対策特別会計の歳入・歳出構造〉 ※ 令和2年度予算(案) エネルギー対策特別会計 一般会計 (エネルギー需給勘定) 地方公共団体 カーボン・マネ エネルギー需給構造 査 ジメント強化 石油 定 高度化対策 事業 4.923億円 一般会計から 石油石炭税: の繰入金: **LPG** 6,550億円 5,952億円 【環境省】 【各省連携】 1.745億円 国交省 〔うち温対税: **LNG** 2,623億円 【経産省】 (平年度)] 3.178億円 経産省 剰余金受入等 (**X**) 石炭 1,870億円 農水省 等 燃料安定供給対策 (経産省) 2,576億円 歳入 歳出 環境省の主な取組 ※剰余金受入等は、剰余金 石油石炭税 の他、雑収入等がある ・脱炭素でレジリエントかつ快適な地域と暮らしの創造 課税 ・脱炭素のための技術イノベーション、グリーンファイ ナンスと企業の脱炭素経営の好循環の実現 輸入段階 ・社会ニーズからの社会経済システムイノベーションの創出 ・JCM、日本の優れた脱炭素技術によるビジネス主導の 国際展開と世界への貢献

注 東京都主税局委託調査「平成29年度炭素税導入及び引上げプロセスにおける課題と解決手法に関する国際比較調査・分析委託」、 環境省、経済産業省、資源エネルギー庁、財務省ホームページより作成。

令和元年度東京都税制調査会答申(抜粋)

Ⅳ 環境関連税制

- 2「地球温暖化対策のための税」の将来像
- (1)「地球温暖化対策のための税」の現状と課題
- ・ 温対税は、化石燃料の利用に対しCO2 排出量に応じて課されることから、排出抑制のインセンティブとなる面は認められるものの、現在の税率はCO2 排出量1トン当たり289 円と諸外国と比べ著しく低いため、実質的には排出抑制のインセンティブはあまり機能しておらず、事実上、財源調達機能しか果たしていない。
- (2)「地球温暖化対策のための税」の将来像

(化石燃料に対する税負担のあり方)

・ <u>当調査会ではこれまで、化石燃料に対する課税を行う場合には、納税者の環境に対する意識の醸成に資することなどを考慮し、下流段階での課税を全国ベースの地方税とするべきことを主張してきた</u>。しかし、今後そのような制度設計を行うとしても、さらに国民的な理解を得るまでに一定の期間を要することは避けられない。そこで、地球温暖化対策という観点を重視すれば、<u>次善の策としての現実的な課税方法は、温対税の更なる税率の上乗せが妥当であると考える。</u>

(税収の幅広い使途への活用)

- ・ CO2排出抑制に向けた長期的な視野での投資を促していくため、既存の特別会計の枠組みは一定程度維持しつつ、税率の引上げに伴う増収分は一般財源として、幅広い使途に柔軟に活用できる仕組みとするべきである。 (税収の地方への配分)
- ・ <u>温対税の更なる税率の上乗せを行う場合には、国と地方で適切に税収を配分するなど、地方自治体の役割に見合った財源確保のあり方を検討する必要がある</u>。各地方自治体への具体的な財源配分のあり方は今後の課題となるが、<u>地方自治体が創意工夫を凝らし、税収を活用できる使い勝手の良い仕組みとすることを検討するべきである</u>。

(家計・産業への配慮措置)

・ 温対税の税率引上げに係る検討に当たっては、<u>国際競争力及び炭素リーケージの懸念、家計への負担増加の</u> 影響に対し、課税の仕組みと税率の設定、税収の活用等を駆使しつつ、変化する世界の情勢に対応した適切な 配慮措置を講じていく必要がある。